

# 介護保険負担限度額認定申請についてのご案内

(施設サービス・短期入所サービスの食費と居住費に対する軽減制度)

介護保険の施設サービス、短期入所サービス（ショートステイ）を利用した場合、食費と居住費（滞在費）は全額自己負担となりますが、低所得の方の負担を軽減する制度があります。

制度を利用するためには申請が必要です。

## 1 対象となるサービス

○ 施設サービス （特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院）

○ 短期入所サービス（ショートステイ）

注) グループホームや有料老人ホーム、ケアハウスなどの施設や、デイサービスは対象になりません。

## 2 対象となる方

次の①、②両方の要件をすべて満たす方

① 被保険者本人、配偶者、被保険者と同一世帯の方全員が住民税非課税であること

② 被保険者本人、配偶者の預貯金等の額が、一定基準額以下であること

利用者負担段階	対象となる所得状況 ※1		預貯金額等の要件 ※2
第1段階	生活保護を受給している人		要件なし
	世帯全員が住民税非課税	老齢福祉年金を受給している人	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
年金収入額+合計所得金額が82.65万円以下の人		単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	
年金収入額+合計所得金額が82.65万円超120万円以下の人		単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	
年金収入額+合計所得金額が120万円超の人		単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	
第2段階			
第3段階 ①			
第3段階 ②			

※1 年金収入額には、遺族年金などの非課税年金を含みます。世帯には世帯分離している配偶者を含みません。

※2 第2号被保険者は、利用者負担段階にかかわらず、単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下が要件になります。

### 3 軽減内容

#### ■ 負担限度額（1日あたり）

特養等：特別養護老人ホーム、短期入所生活介護（ショートステイ）  
老健・医療院等：介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護（ショートステイ）

利用者負担段階	居住費							食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室			施設サービス	短期入所サービス
			特養等	老健・医療院等	特養等	老健・医療院 ※1	老健・医療院等 ※2		
第1段階	880円	550円	380円	550円	0円	0円	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	480円	550円	430円	430円	430円	390円	600円
第3段階 ①	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	430円	680円	1,030円
第3段階 ②	1,470円	1,470円	980円	1,470円	530円	530円	430円	1,420円	1,360円

#### ■ 参考 < 基準費用額 >

・被保険者本人、配偶者、被保険者と同一世帯の方に住民税課税の方がいる場合 または  
・被保険者本人、配偶者の預貯金等の額が、一定基準を超える場合

第4段階	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	697円	437円	1,545円	1,545円
------	--------	--------	--------	--------	------	------	------	--------	--------

※1 老健・医療院（室料を徴収する場合）  
※2 老健・医療院等（室料を徴収しない場合）

### 4 申請に必要なもの

- 介護保険負担限度額認定申請書  同意書  
 本人および配偶者の資産が確認できるもの

資産の内容	申請に必要な書類
預貯金（普通・定期）	通帳の写し ○銀行名・支店名・口座番号・口座名義人が確認できるページ ○申請日の直近の最終残高から2か月前までの残高が確認できるページ ○定期預貯金の残高がわかるページ（残高が0円でも必要です。）
有価証券（株式・国債・地方債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
現金（タンス預金など）	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書などの写し

生命保険、自動車、貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの）、その他高価な価値があるもの（絵画・骨董品・家財など）は確認の対象外です。

注) 適用は、申請月の1日からになります。